

福岡県公報

令和 4 年 5 月 24 日
第 300 号

目 次

告 示 (第458号 - 第480号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 2
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 4
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 5
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 5
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 5
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 6
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 7

○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 7
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 7
公 告	
○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧	(廃棄物対策課) …………… 7
○土地区画整理事業の換地処分の完了届出	(都市計画課) …………… 8
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) …………… 8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 9
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課) …………… 9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 10
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課) …………… 11
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課) …………… 11
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 11
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 13
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 13
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 14
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 15
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 16
人事委員会	
○審査請求の審査の打切り決定の公示送達について	(人事委員会事務局給与公平課) …………… 16
公安委員会	
○意見募集の結果の公示	(警察本部運転免許管理課) …………… 16
海区漁業調整委員会	

- ビゼンクラゲの採捕制限 (漁業管理課) ……………16
- 第一種共同漁業権漁業における貝類及び腕足類の採捕制限 (漁業管理課) ……………17

告 示

福岡県告示第458号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年11月福岡県告示第1768号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
貫(c)-2	北九州市小倉南区大字貫及び大字長野（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長野(a)	北九州市小倉南区大字長野（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第459号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年11月福岡県告示第1769号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
貫(c)-2	北九州市小倉南区大字貫及び大字長野（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
長野(a)	北九州市小倉南区大字長野（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第460号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
貫-2-2	北九州市小倉南区大字貫及び大字長野（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長野小倉南-1	北九州市小倉南区大字長野（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第461号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 4 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
貫-2-2	北九州市小倉南区大字貫及び大字長野（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
長野小倉南-1	北九州市小倉南区大字長野（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面は北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第462号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（令和2年3月福岡県告示第305号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 4 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大池	北九州市若松区大池町（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第463号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（令和2年3月福岡県告示第306号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において

準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 4 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大池	北九州市若松区大池町（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第464号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 4 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大池	北九州市若松区大池町（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第465号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 4 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大池	北九州市若松区大池町（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面は北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第466号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（令和2年3月福岡県告示第313号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大蔵2丁目	北九州市八幡東区大蔵二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第467号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（令和2年3月福岡県告示第314号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大蔵2丁目	北九州市八幡東区大蔵二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第468号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大蔵2丁目	北九州市八幡東区大蔵二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第469号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

大蔵2丁目	北九州市八幡東区大蔵二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
-------	-------------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面1は省略し、その図面は北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第470号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成30年3月福岡県告示第197号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥田3丁目	北九州市門司区奥田二丁目、奥田三丁目、奥田四丁目及び大字大里（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第471号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成30年3月福岡県告示第198号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

奥田3丁目	北九州市門司区奥田二丁目、奥田三丁目、奥田四丁目及び大字大里（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
-------	--	---------	-----------------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第472号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（令和2年3月福岡県告示第301号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥田1丁目(1)	北九州市門司区奥田一丁目及び大字大里（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面2は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第473号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（令和2年3月福岡県告示第302号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

奥田1丁目(1)	北九州市門司区奥田一丁目及び大字大里(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
----------	------------------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面2は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第474号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥田3丁目	北九州市門司区奥田二丁目、奥田三丁目、奥田四丁目及び大字大里(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥田1丁目-1	北九州市門司区奥田一丁目及び大字大里(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第475号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

奥田3丁目	北九州市門司区奥田二丁目、奥田三丁目、奥田四丁目及び大字大里(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
-------	--	---------	-----------------

奥田1丁目-1	北九州市門司区奥田一丁目及び大字大里(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
---------	------------------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面は北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第476号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
直方県道		新植延木線	前	鞍手郡鞍手町大字中山2356番7先から鞍手郡鞍手町大字中山2340番3先まで	8.0 ~ 16.0	157.7
			後	鞍手郡鞍手町大字中山2356番7先から鞍手郡鞍手町大字中山2340番3先まで	10.2 ~ 16.6	157.7

福岡県告示第477号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	国道	211号	前	朝倉市杷木赤谷1891番3先から 朝倉市杷木赤谷1884番1先まで	19.0 ～ 67.4	93.7
			後	朝倉市杷木赤谷1891番3先から 朝倉市杷木赤谷1884番1先まで	19.0 ～ 67.4	93.7

福岡県告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年5月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	211号	朝倉市杷木赤谷1891番3先から 朝倉市杷木赤谷1884番1先まで

福岡県告示第479号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年5月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	朝倉 小石原 線	朝倉市佐田3873番1先から 朝倉市佐田3876番2先まで

福岡県告示第480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年5月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	朝倉 小石原 線	朝倉市佐田3979番1先から 朝倉市佐田3980番1先まで

公告

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三井住建道路株式会社
東京都新宿区西新宿六丁目24番1号

代表取締役 蓮井 肇

2 施設の種類及び処理能力

がれき類の破碎施設

がれき類 一日当たり 800 t

3 設置場所

大牟田市健老町458番地

4 指定地域

大牟田市健老町及び昭和開の各一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境指導課

6 縦覧の期間

令和4年5月24日から同年6月22日まで

公告

柳川市三橋町蒲船津土地区画整理事業の施行者である柳川市三橋町蒲船津土地区画整理組合から、換地処分を完了した旨の届出が令和4年5月2日付けであったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により篠栗町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画用途地域の変更（令和4年4月26日篠栗町告示第36号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により篠栗町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和4年4月26日篠栗町告示第37号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により粕屋町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画用途地域の変更（令和4年4月26日粕屋町告示第22号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により粕屋町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和4年4月26日粕屋町告示第23号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により古賀市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和4年4月28日古賀市告示第84号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市筵内字寺ノ前553番6から553番11まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市筵内544

宗教法人曹洞宗醫王寺

代表役員 定直 雅道

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営八ノ江地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	令和4年5月24日から 令和4年6月21日まで	久留米市役所

公告

本道寺・香園土地改良区から役員 の 就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
平嶋 一男	筑紫野市大字本道寺363番地
矢ヶ部 清隆	筑紫野市大字本道寺134番地3
日永田 隆幸	筑紫野市大字香園219番地1
平嶋 正幸	筑紫野市大字本道寺129番地
平嶋 繁彦	筑紫野市大字本道寺135番地

2 退任監事

氏名	住所
平嶋 正一	筑紫野市大字本道寺110番地7
日永田 美月	筑紫野市大字香園124番地1

3 就任理事

氏名	住所
平嶋 一男	筑紫野市大字本道寺363番地
矢ヶ部 清隆	筑紫野市大字本道寺134番地3
日永田 隆幸	筑紫野市大字香園219番地1
平嶋 正幸	筑紫野市大字本道寺129番地
平嶋 繁彦	筑紫野市大字本道寺135番地

4 就任監事

氏名	住所
平嶋 正一	筑紫野市大字本道寺110番地7
日永田 美月	筑紫野市大字香園124番地1
日永田 和郎	筑紫野市大字香園220番地1

公告

耳納山麓土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
高木 典雄	うきは市浮羽町朝田842番地8
中島 年隆	久留米市西町786番地9 - B201号
佐藤 春義	うきは市浮羽町西隈上538番地14
橋本 信博	うきは市浮羽町山北228番地3
今村 一夫	うきは市浮羽町浮羽76番地2
佐々木 芳幸	うきは市浮羽町山北1671番地1
麻生 利幸	うきは市浮羽町浮羽264番地1
遠藤 盛男	うきは市浮羽町浮羽392番地1
河内 辰徳	うきは市吉井町若宮318番地1
岩瀬 喜久男	うきは市吉井町屋部646番地3
小林 静眞	うきは市吉井町福益222番地
内山 将二	うきは市吉井町鷹取1329番地1
齊田 高明	久留米市田主丸町森部163番地2
中島 博憲	久留米市田主丸町石垣1160番地2
横溝 哲夫	久留米市田主丸町益生田1555番地
森 正次郎	久留米市田主丸町地徳3198番地2
田中 邦彦	久留米市田主丸町竹野283番地
塩足 太助	久留米市田主丸町中尾862番地2

綾部 慶幸	久留米市田主丸町地徳2905番地1
川津 富夫	久留米市山本町耳納1678番地1
手島 富士雄	久留米市山本町豊田345番地1
鹿毛 俊一	久留米市大橋町常持1104番地
馬田 洋	久留米市善導寺町飯田840番地
緒方 英徳	久留米市山川神代2丁目6番25号
古賀 誠一	久留米市高良内町321番地
古賀 幸弘	久留米市藤山町88番地3

2 退任監事

氏名	住所
石井 守	うきは市浮羽町高見869番地18
小塚 経夫	うきは市吉井町富永37番地2
栗木 清範	久留米市田主丸町殖木131番地
早田 文幸	久留米市太郎原町1612番地2

3 就任理事

氏名	住所
高木 典雄	うきは市浮羽町朝田842番地8
中島 年隆	久留米市西町786番地9 - B201号
佐藤 春義	うきは市浮羽町西隈上538番地14
橋本 信博	うきは市浮羽町山北228番地3
今村 一夫	うきは市浮羽町浮羽76番地2
佐々木 芳幸	うきは市浮羽町山北1671番地1
山崎 茂文	うきは市浮羽町小塩5296番地
石井 守	うきは市浮羽町高見869番地18

河内 辰徳	うきは市吉井町若宮318番地 1
中村 稔	うきは市吉井町屋部662番地 2
藤田 光彦	うきは市吉井町富永627番地 2
内山 秀男	うきは市吉井町鷹取1189番地 1
南 克司	久留米市田主丸町森部339番地 1
西 正治	久留米市田主丸町石垣368番地 2
横溝 哲夫	久留米市田主丸町益生田1555番地
上村 博文	久留米市田主丸町地徳2837番地 1
中川 甚市	久留米市田主丸町竹野1888番地
清水 親広	久留米市田主丸町中尾1837番地
綾部 慶幸	久留米市田主丸町地徳2905番地 1
川津 富夫	久留米市山本町耳納1678番地 1
泉 英明	久留米市山本町豊田238番地 2
幸若 秀敏	久留米市大橋町合楽418番地
香月 敬一郎	久留米市善導寺町飯田1082番地
本山 龍一	久留米市太郎原町1900番地 2
古賀 誠一	久留米市高良内町321番地
青山 正博	久留米市藤山町1066番地

4 就任監事

氏 名	住 所
伊藤 迅人	うきは市浮羽町妹川4148番地
名島 幸一	うきは市吉井町福益689番地
佐藤 鉄幸	久留米市田主丸町殖木321番地 1
早田 文幸	久留米市太郎原町1612番地 2

公告

両筑土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 就任理事

氏 名	住 所
久保山 保之	朝倉郡筑前町久光257番地

公告

両筑土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
鶴田 嗣男	小郡市山隈1261番地 4

公告

小郡土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
熊手 久雄	小郡市稲吉87番地

深山 榮二	小郡市山隈699番地
藤井 親光	小郡市下岩田1103番地 2
大中 智利	小郡市二森80番地 1
行徳 義久	小郡市二夕725番地 1
内野 厚三	小郡市古飯834番地 2
井手 勝美	小郡市平方164番地
高山 俊夫	小郡市光行352番地 1
岩橋 哲夫	小郡市八坂818番地
赤川 輝雄	小郡市福童39番地
末次 勝行	小郡市下西鯉坂609番地 1
田中 俊浩	小郡市大崎887番地 1
野瀬 正	久留米市宮ノ陣町八丁島1751番地
山村 司	小郡市大板井384番地 1
高木 忠義	小郡市小板井88番地
松尾 房雄	小郡市大崎45番地 1
山田 武二	小郡市稲吉1208番地 1
三原 貞伸	小郡市横隈1751番地 1
田中 武明	小郡市力武1099番地 1
米倉 禮光	小郡市乙隈384番地 1
重松 等	小郡市吹上830番地 1
鶴田 徳	小郡市山隈996番地 1
田籠 和敏	小郡市山隈322番地 2

2 退任監事

氏 名	住 所
-----	-----

牟田 耕一	小郡市下西鯉坂1470番地
柴田 政美	小郡市乙隈359番地 3
平山 和寛	小郡市山隈1202番地 2

3 就任理事

氏 名	住 所
高山 俊夫	小郡市光行352番地 1
松尾 房雄	小郡市大崎45番地 1
藤井 親光	小郡市下岩田1103番地 2
熊手 久雄	小郡市稲吉87番地
大中 智利	小郡市二森80番地 1
山田 嘉隆	小郡市二夕675番地
山下 義信	小郡市下岩田203番地 1
井手 勝美	小郡市平方164番地
岩橋 哲夫	小郡市八坂818番地
河原 清治	小郡市上西鯉坂1053番地
末次 良文	小郡市八坂455番地 1
天本 徹	小郡市大崎605番地 7
平田 繁紀	久留米市宮ノ陣町八丁島1768番地
伊藤 博文	小郡市大板井47番地 1
江上 辰己	小郡市小板井535番地11
山田 武二	小郡市稲吉1208番地 1
白木 利美	小郡市横隈898番地 3
田中 武明	小郡市力武1099番地 1
小能見 幸博	小郡市乙隈446番地 2

重松 淳一	小郡市吹上815番地
鶴田 徳	小郡市山隈996番地 1
深山 榮二	小郡市山隈699番地
田籠 和敏	小郡市山隈322番地 2

4 就任監事

氏 名	住 所
牟田 耕一	小郡市下西郷坂1470番地
平山 和寛	小郡市山隈1202番地 2
松尾 利次	小郡市稲吉1314番地 3

公告

本河内土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
俵 秀太郎	田川郡赤村大字赤583番地
上田 洋	田川郡赤村大字赤3314番地 1
佐々木 光之丞	田川郡赤村大字赤3833番地 1
蓑添 則夫	田川郡赤村大字赤924番地 2
吉竹 忠徳	田川郡赤村大字赤1298番地
田中 一	田川郡赤村大字赤853番地 2
川上 彰徳	田川郡赤村大字赤407番地
大場 二三一	田川郡赤村大字内田622番地 2

2 退任監事

氏 名	住 所
和田 俊彦	田川郡赤村大字赤4779番地
宮崎 傳夫	田川郡赤村大字赤444番地 2

3 就任理事

氏 名	住 所
俵 秀太郎	田川郡赤村大字赤583番地
上田 洋	田川郡赤村大字赤3314番地 1
佐々木 光之丞	田川郡赤村大字赤3833番地 1
蓑添 則夫	田川郡赤村大字赤924番地 2
吉竹 忠徳	田川郡赤村大字赤1298番地
田中 一	田川郡赤村大字赤853番地 2
川上 彰徳	田川郡赤村大字赤407番地
大場 二三一	田川郡赤村大字内田622番地 2

4 就任監事

氏 名	住 所
和田 俊彦	田川郡赤村大字赤4779番地
田中 正幸	田川郡赤村大字内田3518番地

公告

伊方土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年5月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
原田 武則	田川郡福智町伊方1904番地 3

2 就任理事

氏 名	住 所
原田 勝則	田川郡福智町伊方1246番地 4

公告

飯塚市八木山土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
横山 武城	飯塚市八木山1065番地
松尾 光次	飯塚市八木山2599番地
矢野 長利	飯塚市八木山1338番地 7
石坂 哲也	飯塚市八木山1069番地
一ノ谷 静治	飯塚市八木山2606番地
篠原 峰雄	飯塚市八木山1494番地 2
石坂 栄次	飯塚市八木山1017番地
松尾 隆康	飯塚市八木山2247番地
三野原 貴広	飯塚市八木山1549番地 1
石坂 育穂	飯塚市八木山87番地
松尾 寛和	飯塚市八木山2632番地

石坂 茂範	飯塚市八木山631番地
綱分 秀康	飯塚市八木山2609番地
松尾 久吉	飯塚市八木山745番地

2 退任監事

氏 名	住 所
稲永 茂幸	飯塚市八木山1059番地
大谷 光康	飯塚市八木山328番地 1
藤本 博光	飯塚市八木山1751番地65

3 就任理事

氏 名	住 所
横山 武城	飯塚市八木山1065番地
松尾 光次	飯塚市八木山2599番地
矢野 長利	飯塚市八木山1338番地 7
石坂 哲也	飯塚市八木山1069番地
一ノ谷 静治	飯塚市八木山2606番地
篠原 峰雄	飯塚市八木山1494番地 2
石坂 栄次	飯塚市八木山1017番地
松尾 隆康	飯塚市八木山2247番地
三野原 貴広	飯塚市八木山1549番地 1
石坂 育穂	飯塚市八木山87番地
松尾 嘉文	飯塚市八木山2618番地
石坂 茂範	飯塚市八木山631番地
松尾 久吉	飯塚市八木山745番地

4 就任監事

氏 名	住 所
稲永 茂幸	飯塚市八木山1059番地
大谷 光康	飯塚市八木山328番地 1
藤本 博光	飯塚市八木山1751番地65

公告

畑土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
高津 康則	田川郡福智町伊方1027番地
谷口 澄隆	田川郡福智町伊方352番地
石橋 弘己	田川郡福智町伊方1712番地
香月 泉	田川郡福智町伊方1501番地
長尾 和幸	田川郡福智町伊方1278番地
松島 司	田川郡福智町伊方1250番地 2
高津 隆晴	田川郡福智町伊方1160番地
高津 一嘉	田川郡福智町伊方963番地
高津 頼光	田川郡福智町伊方134番地
高津 茂	田川郡福智町伊方278番地
太郎丸 宏	田川郡福智町伊方324番地 1
高津 定則	田川郡福智町伊方926番地
松村 幸夫	田川郡福智町伊方933番地

2 退任監事

氏 名	住 所
長野 達美	田川郡福智町伊方1594番地
長谷川 秋美	田川郡福智町伊方375番地 2
永末 大介	田川郡福智町弁城859番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
高津 康則	田川郡福智町伊方1027番地
高津 定則	田川郡福智町伊方926番地
石橋 弘己	田川郡福智町伊方1712番地
香月 泉	田川郡福智町伊方1501番地
長尾 和幸	田川郡福智町伊方1278番地
松島 司	田川郡福智町伊方1250番地 2
高津 隆晴	田川郡福智町伊方1160番地
黒田 浩幸	田川郡福智町伊方630番地
高津 頼光	田川郡福智町伊方134番地
高津 茂	田川郡福智町伊方278番地
太郎丸 宏	田川郡福智町伊方324番地 1
谷口 澄隆	田川郡福智町伊方352番地
松村 幸夫	田川郡福智町伊方933番地

4 就任監事

氏 名	住 所
長野 達美	田川郡福智町伊方1594番地
長谷川 秋美	田川郡福智町伊方375番地 2

永末 大介

田川郡福智町弁城859番地 1

公告

行橋市御清水池土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 5 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
白藤 吉章	行橋市大字下崎1094番地

2 就任理事

氏 名	住 所
岡本 輝美	行橋市大字下崎971番地

人事委員会**福岡県人事委員会告示第6号**

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成16年福岡県人事委員会規則第26号）第62条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和 4 年 5 月 24 日

福岡県人事委員会委員長 山 口 幸 雄

1 事案番号

昭和43年（不）第82号事案

2 審査請求人の氏名

星野 潜

3 公示事項

昭和43年7月23日付けで提起のあった審査請求について、不利益処分についての審

査請求に関する規則第13条第1項第3号の規定により、令和4年5月12日付けで、審査の打ち切りを決定しました。

当該決定に関する通知文は、当委員会が保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付します。

公安委員会**福岡県公安委員会告示第126号**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、運転免許の効力の停止等の処分量定基準（案）について、令和4年4月1日から同月30日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和 4 年 5 月 24 日

福岡県公安委員会

1 処分量定基準の題名

運転免許の効力の停止等の処分量定基準

2 処分量定基準の改正の日

令和 4 年 5 月 1 3 日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったが、文言の一部を整理の上、処分量定基準を改正することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部運転免許管理課に備え置く。

海区漁業調整委員会**福岡県有明海区漁業調整委員会指示第111号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年5月24日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

(1) 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの期間は採捕してはならない。

(2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒

イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分33秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分47秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分49秒

ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分54秒

(3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

(4) 傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第112号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、第一種共同漁業権漁業のうち貝類及び腕足類の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年5月24日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

1 指示の適用海域

(1) 有区第4号

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。
（世界測地系）

ア 北緯33度06分27.7秒、東経130度22分25.5秒

イ 北緯33度06分15.0秒、東経130度22分20.1秒

ウ 北緯33度06分20.2秒、東経130度22分04.5秒

エ 北緯33度06分30.0秒、東経130度22分09.0秒

(2) 有区第38号

次のカ、キ、ク、ケ及びカの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。
（世界測地系）

カ 北緯33度02分55.9秒、東経130度24分36.7秒

キ 北緯33度02分49.4秒、東経130度24分30.7秒

ク 北緯33度02分55.4秒、東経130度24分21.7秒

ケ 北緯33度03分04.7秒、東経130度24分24.7秒

2 採捕の制限

あさり、もがい、たいらぎ、はまぐり、かき、しおふき、あかがい、はいがい、にし、まてがい、あげまき、うみたけ、からすがい、ばい、くまさるぼう、しゃみせんがいについては採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和4年5月24日から令和5年8月31日まで